

第1回 横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月13日(金) 午前9時00分から10時15分まで
開催場所	港南区役所3階301・302会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 横倉 聡 (東洋英和女学院大学 名誉教授)</p> <p>委員 大木 恵美子 (港南保護司会 会長)</p> <p>小松 正子 (港南区食生活等改善推進委員会 会長)</p> <p>鈴木 智香子 (認定NPO法人市民セクターよこはま 理事長)</p> <p>林 大輔 (中小企業診断士)</p> <p>【事務局】</p> <p>港南区福祉保健課長 中野 浩一郎</p> <p>港南区福祉保健課事業企画担当係長 及川 由香里</p> <p>港南区福祉保健課事業企画担当 浦田 賢、鈴木 梨紗</p>
欠席者	なし
開催形態	一部非公開(指定管理者選定スケジュール、申請要項等、評価基準及び審査方法について非公開)(傍聴者0人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者選定の概要について 2 福祉保健活動拠点の概要について 3 委員長及び委員長職務代理者選任について 4 委員会の公開・非公開について 5 指定管理者選定スケジュールについて 6 申請要項等について 7 評価基準及び審査方法について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に横倉委員を選出、委員長職務代理者に鈴木委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回：指定管理者選定スケジュール、申請要項、評価基準及び審査方法等 第2回：指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)の選定、講評 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 申請要項等について、事務局案を一部修正。なお、申請書類は受付締切までの内容変更、又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。また、面接時にパワーポイント等で説明をすることや、資料を配布することは可能とする。 5 評価基準・審査方法について、事務局案を一部修正。

議

事

1 指定管理者選定の概要について

(事務局)

指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、議事録の公表について説明。

(委員)

質問なし。

2 福祉保健活動拠点の概要について

(事務局)

福祉保健活動拠点の概要について説明。

(委員)

質問なし。

3 委員長選出及び委員長職務代理者選任について

横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に横倉委員を選出。

同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に鈴木委員を指名。

4 委員会の公開・非公開について

(事務局)

公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。

【第1回選定委員会】

- ・指定管理者選定スケジュールについて
- ・申請要項等について
- ・評価基準及び審査方法について

【第2回選定委員会】

- ・指定候補者の選定、講評

(委員長)

事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

5 指定管理者選定スケジュールについて

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、選定を行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

6 申請要項等について

(事務局)

申請要項その他関係書類案の記載内容について説明。なお、申請書類は受付締切までの内容変更、又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。また、面接時にパワーポイント等で説明をすることや、資料を配布することは可能とする。

(委員長)

事務局案のとおりによろしいか。

(委員)

異議なし。

7 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・申請要項 15 頁から 18 頁に記載のとおり。

○評価方法

- ・申請団体から提出された申請書類及び面接審査等を受けて、評価基準項目 1～6 は 5 段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価基準項目 7 は申請団体から加点に係る書類の提出があった場合、事務局において申出書の内容と添付資料の整合を確認のうえ、加点の可否を判断し、第 2 回選定委員会において、加点項目を委員へ説明する。
- ・評価基準項目 8 は-10～10 点の任意の点数で評価を行う。

○財務状況の評価について

- ・選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有する。その他の選定委員は、それらを参考にして、各自評価を実施する。

○最低制限基準の設定

- ・福祉保健活動拠点の運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。
- ・評価基準項目 7 及び 8 を除く評価基準項目の合計点に、第 2 回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の 60% を最低制限基準とする。

○得点について

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○審査方法

- ・申請書類や採点表等を事前に送付し、第 2 回選定委員会までに各自仮採点を行う。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分、採点その他の計 30 分程度とする。
- ・申請書類は受付締切までの内容変更、又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時にパワーポイント等で説明をすることや、資料を配布することは可能とする。

○指定候補者の選定

- ・選定委員会での得点が最低制限基準を満たし、指定管理者として業務を遂行できると認められた場合、申請団体を「指定候補者」とする。なお、申請団体の得点が最低制限基準に満たなかった場合は、再度選定を行う。

(委員)

前回の第 4 期横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定の時から、変更している評価基準項目はあるか。

(事務局)

評価基準項目 7 が新たな評価基準項目で、それ以外は前回と同様である。

(委員長)

面接審査のタイムスケジュールについて、事務局案は計 30 分程度だが、何か意見はあるか。

(委員)

プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分、採点その他で時間の余裕をみて、計 45 分程度としてはいかがか。

(委員長)

面接審査のスケジュールについて、計 30 分程度から計 45 分程度に変更することよろしいか。

(委員)

異議なし。

(委員)

評価基準項目 1 (3)「合築施設との連携」とあるが、「港南中央地域活動ホームそよかぜの家」との連携について評価すればよいのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

昨今、個人情報の取り扱いについて重要性が増していると思う。評価基準項目 4 (6) について、配点をもう少し高くしてもよいのではないか。

(委員)

評価基準項目 4 (5)、利用者のニーズへの対応もとても重要だと思う。

(委員)

評価基準項目 4 (5) 及び (6) の配点を 5 点から 10 点にしてはいかがか。

(委員長)

評価基準項目 4 (5) 及び (6) について、配点を 5 点から 10 点に変更することではよろしいか。

(委員)

異議なし。

(委員)

評価基準項目 4 (6) の評価にあたり、どのような視点で評価すればよいか。

(事務局)

申請団体から提出される事業計画書、及びプレゼンテーション、その後の質疑応答の内容に基づいて、評価いただきたい。

(委員長)

申請要項案の「評価基準項目」及び採点表については、評価基準項目 4 (5) 及び (6) の配点を事務局にて修正し、委員長に資料確認を一任するというのではよろしいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

その他の事項について、申請要項及び申請関係書類案のとおりの内容で選定を行うということで、よろしいか。

(委員)

異議なし。

資料 特記事項	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会名簿 (2) 指定管理者選定の概要について (3) 横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱 (4) 横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (5) 横浜市港南区福祉保健活動拠点について (6) 会議の公開・非公開について（案） (7) 指定管理者選定スケジュール（案） (8)① 指定管理者申請要項（案） (8)② 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き (9)① 指定管理者申請書類（案） (9)② 横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者 申請書類作成及び提出方法（案） (10) 評価基準及び審査方法について（案） (10)別紙 指定管理者評価基準項目別評価結果（案） <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和7年4月2日（水）に開催予定。詳細は、後日連絡する。</p>
------------	--